

議案第12号

瀬戸内市こどもみらいサポートセンター条例の制定について

瀬戸内市こどもみらいサポートセンター条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市こどもみらいサポートセンター条例

(設置)

第1条 本市における教育の振興及び青少年の健全な育成を期することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、瀬戸内市こどもみらいサポートセンター(以下「こどもみらいサポートセンター」という。)を瀬戸内市邑久町尾張465番地1に設置する。

(業務)

第2条 こどもみらいサポートセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の健全育成に係る相談、補導業務及び情報資料の整備
- (2) 不登校の児童生徒の学校生活への復帰、社会的自立等のための支援
- (3) 家庭、学校等の実情に応じた教育相談活動等の支援
- (4) 関係機関、団体等との連絡調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に必要な業務

(組織)

第3条 前条に掲げる業務を行うため、こどもみらいサポートセンターに次の組織を置く。

- (1) 瀬戸内市青少年育成センター
- (2) 瀬戸内市教育支援センター

(職員)

第4条 こどもみらいサポートセンターに、所長その他必要な職員を置く。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(瀬戸内市立青少年育成センター条例の廃止)

2 瀬戸内市立青少年育成センター条例(平成16年瀬戸内市条例第76号)は、廃止する。

瀬戸内市教育委員会規則第 号

瀬戸内市青少年育成センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸内市こどもみらいサポートセンター条例(令和6年瀬戸内市条例第 号(以下「条例」という。))第3条に規定する組織である瀬戸内市青少年育成センター(以下「育成センター」という。)の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 育成センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年健全育成のための相談に関すること。
- (2) 青少年健全育成に必要な街頭指導等の補導に関すること。
- (3) 青少年健全育成のための研修会に関すること。
- (4) 青少年健全育成のための広報及び広聴に関すること。
- (5) 安全対策及び不審者対応に関すること。
- (6) 関係機関及び団体等との連絡調整に関すること。
- (7) その他青少年の非行防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、条例第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第3条 育成センターに、センター長のほか、次の職員を置くことができる。

- (1) 専任指導員
- (2) その他必要な職員

(職務)

第4条 センター長は、育成センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 専任指導員は、上司の命を受けて所定の業務に従事する。

3 その他必要な職員は、上司の命を受け、その業務に応じた職務に従事する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(瀬戸内市立青少年育成センター条例施行規則の廃止)

2 瀬戸内市立青少年育成センター条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第44号)は、廃止する。

(瀬戸内市青少年育成センター運営協議会規則の廃止)

3 瀬戸内市青少年育成センター運営協議会規則(平成19年瀬戸内市教育委員会規則第6号)は、廃止する。

瀬戸内市教育支援センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸内市こどもみらいサポートセンター条例(令和6年瀬戸内市条例第 号(以下「条例」という。))第3条に規定する組織である瀬戸内市教育支援センター(以下「教育支援センター」という。)の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 教育支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) のぞみ教室へ通室する児童生徒に対する学校生活への復帰のための適応指導及び学習指導に関すること。
- (2) 児童生徒、その保護者、学校関係者等の教育相談に関すること。
- (3) 児童生徒の社会的自立に資する指導等に関すること。
- (4) 適応指導等に関わる調査研究に関すること。
- (5) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第3条 教育支援センターに、センター長のほか、次の職員を置くことができる。

- (1) 副センター長
- (2) 指導員
- (3) 自立相談員
- (4) その他必要な職員

(職務)

第4条 センター長は、教育支援センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 指導員及び自立相談員は、各々上司の命を受けて所定の業務に従事する。
- 4 その他必要な職員は、上司の命を受け、その業務に応じた職務に従事する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。